

令和8年度離職者等委託訓練委託業務のプロポーザルに関する質問一覧

質問項目	質問内容	回答	更新日
1 募集要項 別記①令和8年度離職者等委託訓練計画	同一訓練分野で開講月が10月以前と10月以後に分かれている場合の書類の提出方法について教えてください。	<p>10月以降に情報セキュリティに関するカリキュラムの実施が必須となる。 10月以前・以後で情報セキュリティに関するカリキュラムの実施以外のカリキュラムに変更がない場合、以下様式には「情報セキュリティ(●月(10月以後の月を記載ください)開講のもの)」等、10月以後に情報セキュリティに関するカリキュラムの実施をする旨をカッコ書き等で明示していただければ様式は1つのみの提出で問題ありません。</p> <p>&lt;情報セキュリティに関するカリキュラムに関する記載が想定される様式&gt;                      ・様式第3号:企画提案内容…2 カリキュラム内容                      ・様式第4号:訓練カリキュラム                      ・様式第8号:運営・指導・就職支援体制…②講師の名簿                      ・様式第16号:デジタル分野委託訓練チェックシート                      ・様式第18号:デジタルセキュリティを含むカリキュラムチェックシート</p> <p>なお情報セキュリティに関するカリキュラムの実施に伴い金額の変更が想定される、様式第9-1号「訓練実施経費見積書」、様式第10号「使用教材一覧表」については10月以前開講分と以後開講分の2枚の提出をお願いいたします。様式2「提案内容整理票」の経費見積額は10月以前・以後を明確化するため、見積額の表を1つ追加して10月以前・以後の金額が分かるようにご提出ください。</p>	R8.1.20
2 別記①令和8年度離職者等委託訓練計画(補足資料) 3 ページ(10)デジタルリテラシーの向上促進について 『なお、令和8年10月以降に開講するコースは「就職先で想定される情報セキュリティ関係」に関するカリキュラムを必ず実施すること。』について	開催時期が「令和8年10月以前」と「令和8年10月以降」で設定されている応募枠(例:応募枠No.⑳)については、訓練カリキュラム(様式第4号)と訓練実施経費見積書(様式第9-1号)をそれぞれ2パターン(令和8年10月以前と以降)提出する必要があるか。	質問一覧 通し番号1の回答のとおりです。	R8.1.23
3 別記①令和8年度離職者等委託訓練計画(補足資料) 3 ページ(10)デジタルリテラシーの向上促進について 『なお、令和8年10月以降に開講するコースは「就職先で想定される情報セキュリティ関係」に関するカリキュラムを必ず実施すること。』について	「就職先で想定される情報セキュリティ関係」に関するカリキュラムは何時間(時限)実施しなければならないのか。(1時間(時限)でも実施すれば可なのか。)また、実施時期は開講後早い段階(開講初期)に実施すべきものか。	情報セキュリティに関するカリキュラムのみで単独の科目を設定することを求めるものではないため、実施の下限時間(時限)の設定はありません。設定される訓練時間の中で情報セキュリティについて講義を実施ください。また、実施時期についての指定もありません。	R8.1.23

令和8年度離職者等委託訓練委託業務のプロポーザルに関する質問一覧

	質問項目	質問内容	回答	更新日
4	別記①令和8年度離職者等委託訓練計画 訓練経費単価61,600円について	開講時期を「令和8年10月以前」に設定した場合、「就職先で想定される情報セキュリティ関係」に関するカリキュラムを実施すれば訓練経費単価上限61,600円を適用することができるのか。開講時期を「令和8年10月以前」に設定した場合は訓練経費単価上限58,300円までとしなければならないのか。	情報セキュリティに関するカリキュラムの実施の必須化とそれに伴う訓練費用の引上げは「令和8年10月以降」に開講するコースが対象となります。そのため、「令和8年10月以前」に開講となる場合は、訓練単価の上限は58,300円となります。 なお、開講時期を10月以前から10月以降まで指定した枠、開講時期指定なしの枠があり、それらの枠は10月以降開講の可能性を踏まえ訓練経費を上限61,600円としております。しかし開講時期が10月以前か以降かにより上限金額が異なりますのでその旨ご了承ください。 (令和8年度政府予算案成立が前提となります。)	R8.1.23
5	別記①令和8年度離職者等委託訓練計画(補足資料) (3)訓練分野「情報ビジネス(就職氷河期世代)」について ③ 充実した就職支援	職場体験先ですが、プロポーザル資料提出後に「様式第11-1号」にあげた職場体験先一覧以外に、訓練実施中に職場体験先を追加することは可能でしょうか。	可能です。	R8.1.30
6	別記①令和8年度離職者等委託訓練計画(補足資料) (3)訓練分野「情報ビジネス(就職氷河期世代)」について ③ 充実した就職支援	様式11の提出についてですが、職場体験先企業様からすぐにご返答をいただけないケースがございます。プロポーザルでは「11-1一覧」のみ提出させていただき「11-2」から「11-5」までは訓練の実施の決定以降の提出でもよろしいでしょうか。また交渉中の職場体験先は様式11に「調整中」という表記で提出させていただいてよろしいでしょうか	ご質問のとおり、職場実習先について「11-1一覧」のみご提出いただき、「11-2」から「11-5」までは訓練の実施の決定以降の提出で差し支えありません。また交渉中の職場体験先について、様式11-1欄外にあるように、その旨を記載ください (職場見学、職場体験の場合も同様です)	R8.1.30
7	様式第14号 事業継続計画(BCP)の策定 について	添付書類の事業計画写しは、昨年同様、表紙及び目次の写しでよいでしょうか、または事業計画全文の写しでしょうか。	事業継続計画は、表紙と目次のみ提出ください。表紙や目次がない場合は、計画の1枚目を提出ください。(該当部分に社外秘の箇所があれば、黒塗りしてください。)	R8.2.10